

No.	14	R5 予算 R4 補正予算	805 百万円
事業名	過疎地域持続的発展支援交付金	府省庁名	総務省
概要	<p>過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援（下記のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援）</p> <p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ②過疎地域持続的発展支援事業 ③過疎地域集落再編整備事業 ④過疎地域遊休施設再整備事業</p>		
支援対象	<p>①：条件不利地域を有する市町村 ②：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合並びに都道府県 ③：過疎地域を有する市町村 ④：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合</p>	補助率	<p>① 10 / 10 ② 市町村等 10 / 10 都道府県 1 / 2 or 6 / 10 ③ 1 / 2 以内 ④ 1 / 3 以内</p>
対象事業	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援。</li> </ul> <p>②過疎地域持続的発展支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施する ICT 等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。</li> </ul> <p>③過疎地域集落再編整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業や、空き家を有効活用し住宅を整備する事業等に対して補助。</li> </ul> <p>④過疎地域遊休施設再整備事業</p> <p>過疎地域に存在している廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興施設として再整備する事業に対して補助。</p>		
支援内容	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</p> <p>事業主体：地域運営組織等</p> <p>交付対象者：条件不利地域を有する市町村（上記の事業主体への間接補助）</p> <p>対象地域：過疎地域（過疎地域以外の条件不利地域も含む。）</p> <p>補助対象：地域運営組織が活性化プランに基づき実施する事業（主にソフト事業）</p> <p>補助率：10 / 10（交付対象経費の上限額 1,500 万円）</p> <p>下記を実施する場合には上乗せ支援</p> <p>専門人材を活用する事業（+500 万円）</p> <p>ICT 等技術を活用する事業（+1,000 万円）</p> <p>上記の併用事業（+1,500 万円）</p>		

	<p>②過疎地域持続的発展支援事業  事業主体：過疎市町村（※1）、都道府県  交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村、一部事務組合等、都道府県  対象地域：過疎地域  補助対象：過疎地域市町村が実施する ICT 等技術活用事業、  都道府県が行う人材育成事業  補助率：市町村等 10/10、都道府県 1/2 or 6/10（※2）  （交付対象経費の上限額 2,000 万円）</p> <p>③過疎地域集落再編整備事業  事業主体：過疎地域市町村  交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村  対象地域：過疎地域  補助対象：団地造成費・空き家改修費等  補助率：1/2 以内</p> <p>④過疎地域遊休施設再整備事業  事業主体：過疎地域市町村（※1）  交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等  対象地域：過疎地域  補助対象：遊休施設改修費  補助率：1/3 以内  （※1）構成市町村の 1/2 以上が過疎地域市町村である一部事務組合等も含む  （※2）財政力指数 0.51 未満の都道府県に限る</p>
離島での実績	令和4年度：2県
備考	
担当部署	総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室
連絡先	03-5253-5536
参照 HP	

# 過疎地域持続的発展支援交付金

R5予算額 805百万円  
(R4予算額:805百万円)

## ○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

### ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和5年度予算額 4.0億円(令和4年度予算額4.0億円)

### ② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和5年度予算額 2.5億円(令和4年度予算額2.5億円)

### ③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和5年度予算額 0.9億円(令和4年度予算額0.9億円)

### ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和5年度予算額 0.6億円(令和4年度予算額0.6億円)

# 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R5予算額: 400百万円  
(R4予算額: 400百万円)

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

## 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

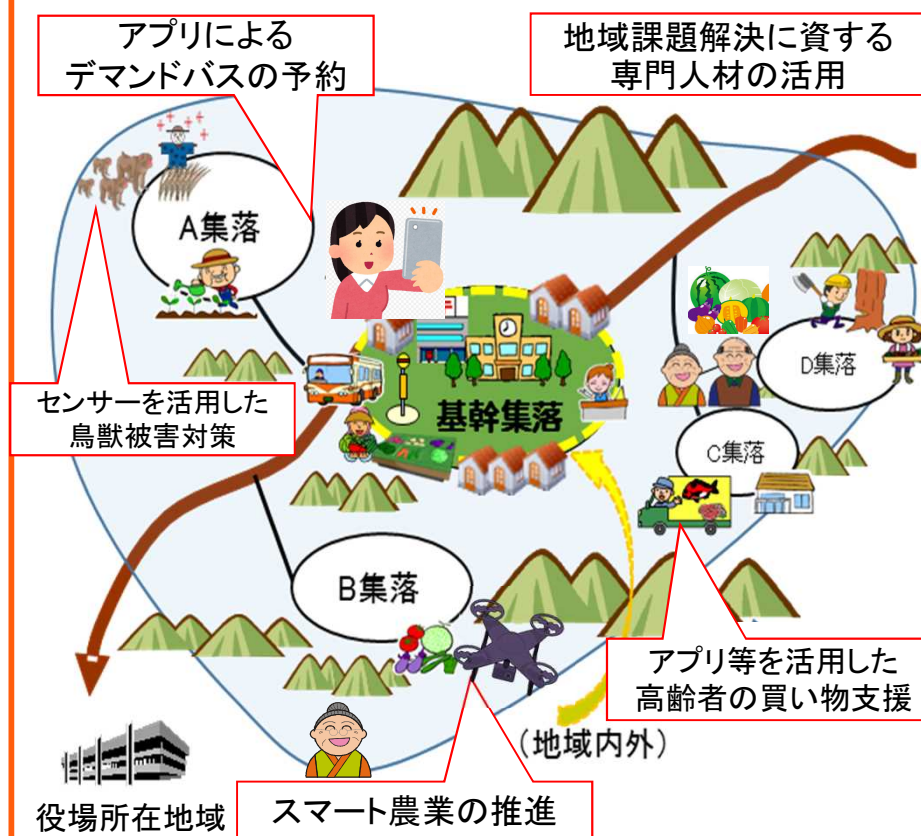
### ① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

### ② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

## 集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

# 過疎地域持続的発展支援事業

R5予算額: 254百万円  
(R4予算額: 254百万円)

## ○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

### 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
- (2) 事業主体 ① 過疎市町村  
② 都道府県
- (3) 交付対象経費の限度額 2,000万円
- (4) 交付率 ① 定額  
② 1/2又は6/10(※)  
※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

### (5) 対象事業

#### ○ 人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

#### ※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

#### ○ ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

### 人材育成事業のイメージ



#### 【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

### ICT等技術活用事業のイメージ



#### 【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等



# 過疎地域集落再編整備事業

R5予算額:91百万円  
(R4予算額:91百万円)

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

## 施策の概要

### (1) 事業の種類

#### ① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

#### ② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

#### ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

#### ④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

### (2) 実施主体

過疎市町村

### (3) 交付率

1/2以内

## 事業のイメージ

### 定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額  
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



### 定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額  
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



改修前



改修後

# 過疎地域遊休施設再整備事業

R5予算額:60百万円  
(R4予算額:60百万円)

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

## 施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1)事業主体  
過疎市町村

(2)交付対象経費の限度額  
60,000千円

(3)交付率  
1/3以内

## 事業のイメージ

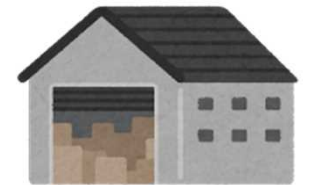
### 過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて  
いない旧公民館



使用されて  
いない倉庫等

改修

### 過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や  
サテライトオフィス等  
働く場の施設整備



地域運営組織等の  
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の  
加工施設

No.	15	R5 予算額	1,798 百万円
事業名	携帯電話等エリア整備事業	府省庁名	総務省
概要	<p>携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的な条件や事業採算上の問題により、サービスを利用することができない地域や5G等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、新たな日常を支える5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。</p>		
支援対象	地方公共団体、無線通信事業者等	補助率	1/3、1/2、2/3、4/5
対象事業	<p>離島等の条件不利地域において、携帯電話を利用可能とするため又は5Gによる高度化無線通信を可能とするために、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。</p>		
支援内容	<p>ア 事業主体：地方公共団体 ←基地局施設・高度化施設・伝送路施設（設置費用） 無線通信事業者等←基地局施設・高度化施設（設置費用）・伝送路施設（運用費用）</p> <p>イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（離島、過疎地、辺地、半島など）</p> <p>ウ 補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）・伝送路施設（光ファイバ等）・高度化施設（5G等の無線設備等）の設置費用 伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の10年分の使用料）</p> <p>エ 補助率：基地局施設の設置費用 1/2（複数社参画・共同整備等の場合 2/3） 高度化施設の設置費用 1/2（複数社参画・共同整備等の場合 2/3） 伝送路施設の運用費用 1/2（世帯数が100未満等の場合 2/3） 伝送路施設の設置費用 1/2（財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）の場合 4/5、その他の離島市町村の場合 2/3、普通交付税不交付都道府県の場合 1/3）</p>		
離島での実績	<p>H24 鹿児島県瀬戸内町（基地局設置費用を補助）、長崎県対馬市（基地局設置費用・伝送路運用費用を補助）</p> <p>H29 伊豆島しよ部（神津島-式根島-新島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>H29 伊豆島しよ部（新島-利島-大島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>H30 伊豆島しよ部（八丈島、青ヶ島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>H30 鹿児島県十島村（中之島-諏訪之瀬島-平島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>R1 鹿児島県十島村（中之島-口之島、宝島-小宝島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>R1 鹿児島県瀬戸内町（奄美大島～加計呂麻島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>R1 長崎県対馬市（基地局設置費用を補助）</p> <p>R2 島根県隠岐の島町（高度化施設設置費用を補助）、沖縄県竹富町（高度化施設設置費用を補助）</p> <p>R3 鹿児島県龍郷町（基地局設置費用を補助）、沖縄県大宜味村（高度化施設設置費用を補助）</p> <p>R4 新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町など 27 件に交付決定（高度化施設設置費用を補助） （注）実施中のものを含む。</p>		



備 考	
担当部署	総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課、電気通信事業部 事業政策課 ブロードバンド整備推進室
連絡先	TEL 03-5253-5894、03-5253-5866
参照 HP	<a href="http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm">http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm</a>

# 携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

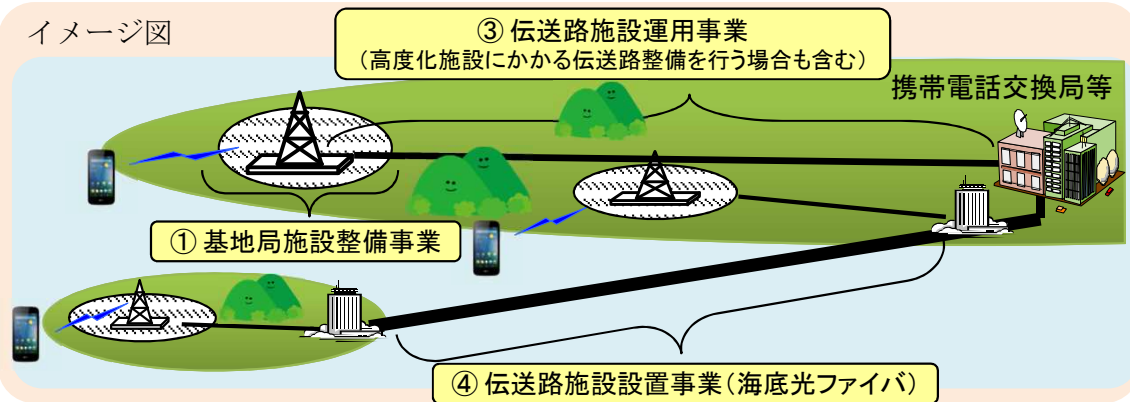
## 施策の概要

令和5年度予算額 1,798百万円  
令和4年度第2次補正予算額 1,001百万円  
(令和4年度予算額 1,500百万円)

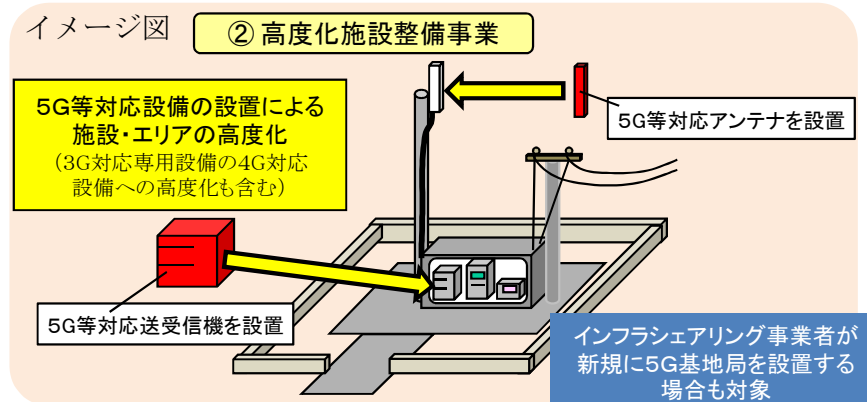
	事業名	事業内容	事業主体	補助率												
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体／無線通信事業者／インフラシェアリング事業者※1	事業主体：地方公共団体 【1社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/5</td> <td>3/10</td> </tr> </table> 【複数社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>2/15</td> <td>1/5</td> </tr> </table> ※2：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国	都道府県	市町村※2	1/2	1/5	3/10	国	都道府県	市町村※2	2/3	2/15	1/5
国	都道府県	市町村※2														
1/2	1/5	3/10														
国	都道府県	市町村※2														
2/3	2/15	1/5														
②	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者※1	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者※3 【1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※3：基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.5以下の市町村	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者等	2/3	1/3				
国	無線通信事業者															
1/2	1/2															
国	無線通信事業者等															
2/3	1/3															
③	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者※1	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者等</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国	無線通信事業者等	1/2	1/2	国	無線通信事業者等	2/3	1/3				
国	無線通信事業者等															
1/2	1/2															
国	無線通信事業者等															
2/3	1/3															
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>離島市町村</td> </tr> <tr> <td>2/3※4</td> <td>1/3</td> </tr> </table> ※4：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国	離島市町村	2/3※4	1/3								
国	離島市町村															
2/3※4	1/3															

※1 本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。

## イメージ図



## イメージ図



No.	16	R5 当初予算 R4 補正予算	4,196 百万円 2,842 百万円
事業名	高度無線環境整備推進事業	府省庁名	総務省
概要	特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5G や IoT 等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的とする。		
支援対象	自治体、第3セクター、一般社団法人等、民間事業者	補助率	1/3、1/2、2/3
対象事業	離島等の条件不利地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合にその事業費の一部を補助する。また、令和3年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。		
支援内容	自治体が整備する場合：1/2 (財政力指数 0.5 以上の場合 1/3、離島地域の場合 2/3) ※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の 1/2 第3セクター・民間事業者が整備する場合：1/3 (離島地域の場合 1/2)		
離島での実績	R4 実績 (光ファイバ整備費用等を交付決定) 山形県酒田市 (飛島)、東京都 (利島、新島、式根島、神津島、御蔵島、青ヶ島)、東京都新島村 (新島、式根島)、東京都利島村 (利島)、東京都 (御蔵島)、新潟県佐渡市 (佐渡島)、香川県高松市 (男木島、女木島)、香川県丸亀市 (本島、広島)、福岡県新宮町 (相島)、佐賀県唐津市 (加唐島、馬渡島、松島)、長崎県壱岐市 (壱岐島、大島、長島、原島)、長崎県対馬市 (対馬市全域)、鹿児島県伊仙町 (徳之島)、鹿児島県西之表市 (種子島)、鹿児島県三島村 (竹島、硫黄島、黒島)、鹿児島県徳之島町 (徳之島町)、沖縄県多良間村 (多良間島)		
備考			
担当部署	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室		
連絡先	TEL 03-5253-5866		
参照 HP	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/</a>		

# 高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
- イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
- ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
- エ 負担割合： （自治体が整備する場合）

令和5年度当初予算案：42.0 億円

令和4年度当初予算：36.8億円  
 令和4年度2次補正予算：28.4億円

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）  
 【離島】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

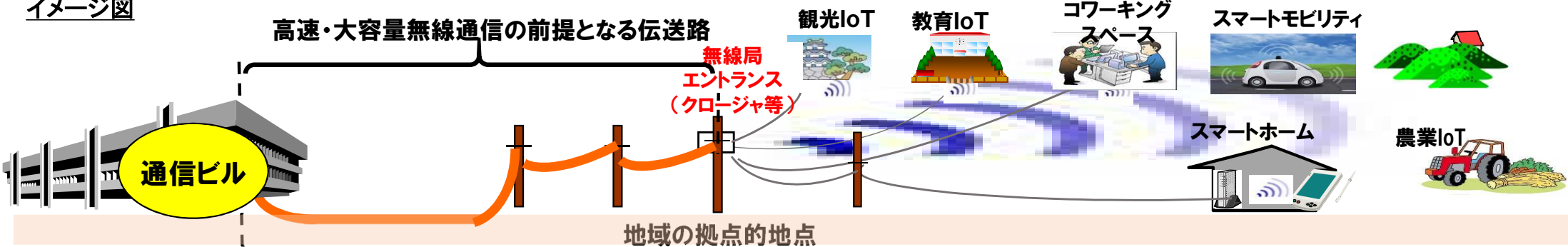
国(※) 1/2	自治体(※) 1/2	(※) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3
-------------	---------------	-----------------------------

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

イメージ図



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

No.	17		R5 予算額	66 百万円の内数
事業名	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 (放送ネットワーク整備支援事業)		府省庁名	総務省
概要	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に伝達するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。			
支援対象	①市町村、市町村の連携主体 ②第三セクター ※①及び②の承継事業者を含む	補助率	①1/2 ②1/3	
対象事業	放送・通信網の切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、地域ケーブルテレビネットワークについて、有線網切断が想定される箇所等の2ルート化、一部無線化や、監視制御機能の強化に係る設備等の整備費用の一部を補助する。(離島地域等条件不利地域については、2ルート化と同時に行う、老朽化した既存幹線の更新も補助対象。) ※ 条件不利地域：離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域			
支援内容	○補助率 (1) 市町村及び市町村の連携主体(承継事業者)：1/2 (2) 第三セクター(承継事業者)：1/3 (過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。) ○補助対象経費 センター施設、送受信装置、伝送施設、鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費等			
離島での実績	令和4年度実績なし			
備考				
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室			
連絡先	TEL 03-5253-5808			
参照 HP	<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html</a>			



# 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビ網について以下の支援を実施

- ① ネットワークの切断が想定される箇所等の**2ルート化**(無線化を含む)や**監視制御機能の強化等**
- ② **条件不利地域**における「**2ルート化と同時に行う**」老朽化した**既存幹線の更新**

○ **令和5年度予算額 0.6億円\***

※地上基幹放送ネットワーク整備事業と併せた「放送ネットワーク整備支援事業」の予算額

○ **補助対象**

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

※これらの者から施設の譲渡を受ける等により、  
ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して  
果たす者（承継事業者）を含む。

○ **補助率**

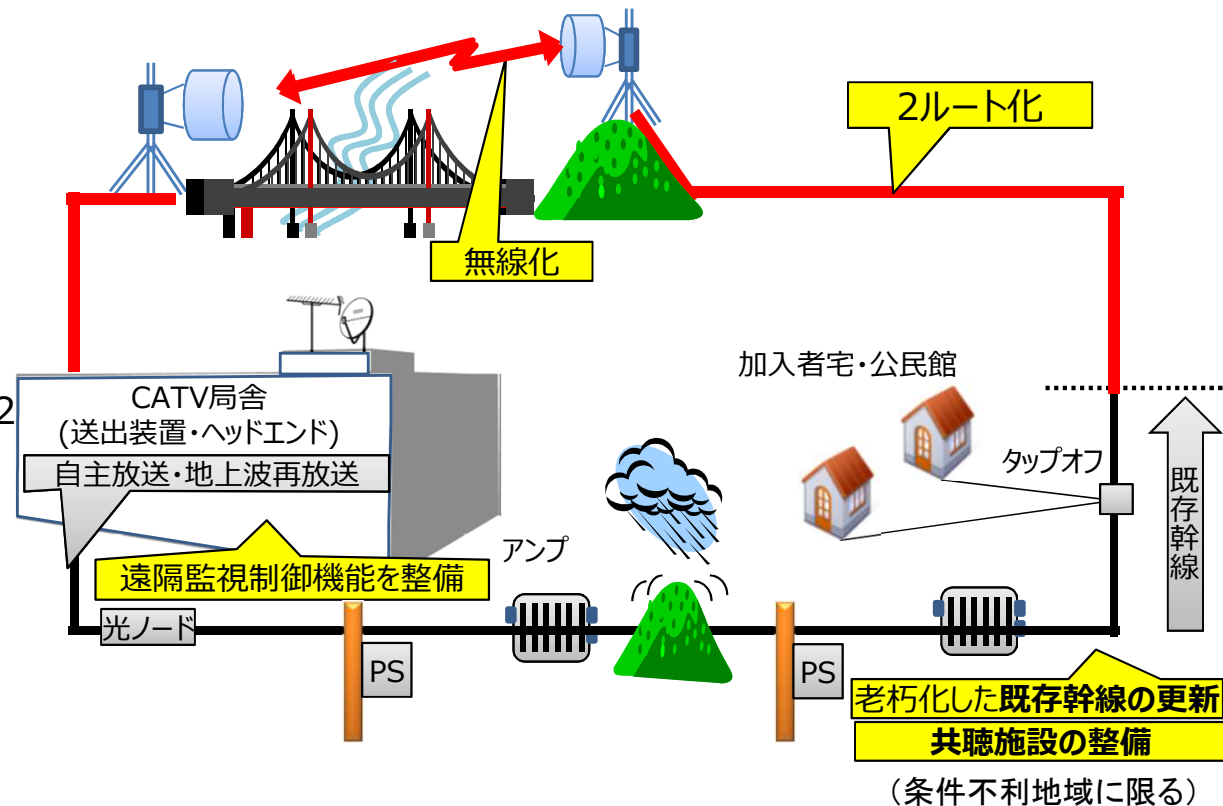
(1)市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2

(2)第三セクター（承継事業者）：1/3

(過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。  
(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。)

○ **補助対象経費**

センター施設、送受信装置、伝送施設、  
鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費 等



No.	18		R5 当初予算 R4 補正予算	900 百万円 1,100 百万円
事業名	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ 光化による耐災害性強化事業		府省庁名	総務省
概要	激甚化する自然災害等への課題に対処し、ポストコロナにおける「新たな日常」の定着に資するため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化（ケーブルテレビネットワーク光化）を実施する。			
支援対象	① 市町村、市町村の連携主体 ② 第三セクター ※①及び②の承継事業者を含む	補助率	① 1 / 2 ② 1 / 3	
対象事業	災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等の観点から、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助する。また、ケーブルテレビ事業者が既存サービスエリアの光化と同時に光化されていない共聴施設をケーブルテレビエリア化する場合に、これらを一体的に支援する。 ※ 条件不利地域：離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域			
支援内容	<p>○補助対象</p> <p>以下の①～③のいずれも満たす地域の市町村、市町村の連携主体又は第三セクター</p> <p>①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村</p> <p>②条件不利地域</p> <p>③財政力指数が 0.5 以下の市町村その他特に必要と認める地域</p> <p>○補助率</p> <p>(1) 市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1 / 2</p> <p>(2) 第三セクター（承継事業者）：1 / 3</p> <p>（過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。）</p> <p>○補助対象経費</p> <p>光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等</p>			
離島での実績	R4 実績（交付決定） 佐賀県唐津市、沖縄県多良間村			
備考				
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室			
連絡先	TEL 03-5253-5808			
参照 HP	<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber.html</a>			

# 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

- 「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要。災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難が求められる中、在宅でも災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要。
- 災害時に放送により信頼できる災害情報が確実に提供されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化等に要する費用の一部を補助する。

## 事業イメージ

令和5年度当初予算 9.0億円  
 令和4年度第2次補正予算 11.0億円  
 (令和4年度当初予算 9.0億円)

### ○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター  
 (これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

### ○ 補助対象地域

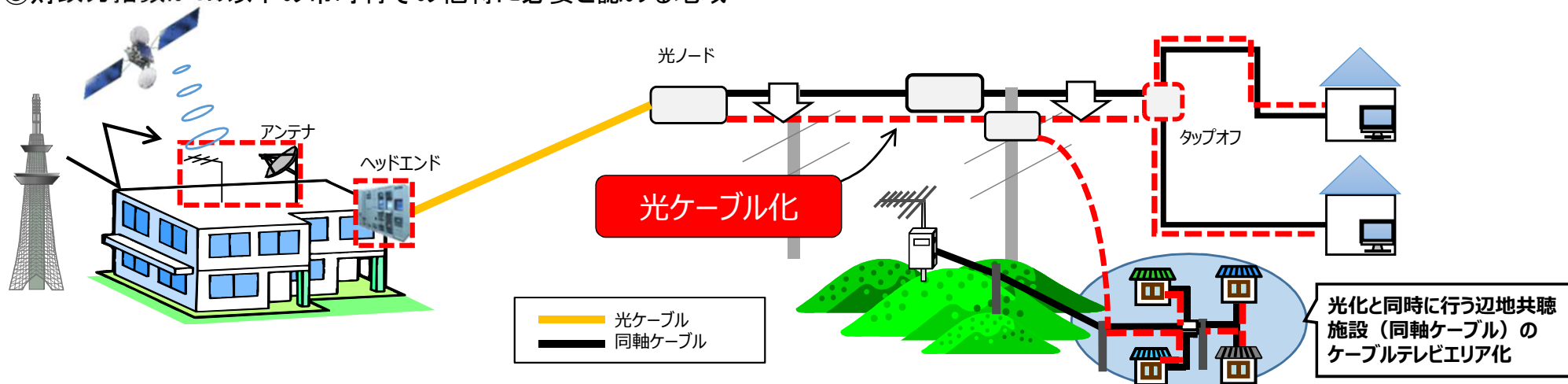
以下の①～③のいずれも満たす地域  
 ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村  
 ②条件不利地域  
 ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

### ○ 補助率

(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) : 1/2  
 (2)第三セクター(承継事業者) : 1/3

### ○ 補助対象経費(下図の赤字部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等  
 ※光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。



No.	19	R5 当初予算 R4 補正予算	580 百万円の内数 —
事業名	ローカル 10,000 プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	府省庁名	総務省
概要	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援		
支援対象	民間事業者等に補助金を助成する 地方公共団体	補助率	原則 1 / 2
対象事業	<p>○地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の好循環に資する事業であることに加え、以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること</li> <li>・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること</li> </ul> <p>※地域金融機関からの融資額が公費による交付額（国費＋地方費）以上となること</p> <p>○地域金融機関から融資を受けて上記事業の立ち上げに取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合に支援</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費による交付額の上限</li> </ul> <p>原則 2,500 万円（地域金融機関の融資額が公費交付額以上であることが要件）</p> <p>融資額（又は出資額）が公費による交付額の</p> <p>1.5 倍以上 2 倍未満の場合は、上限 3,500 万円</p> <p>2 倍以上の場合は、上限 5,000 万円</p>		
離島での実績			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2 / 3、3 / 4</li> <li>・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い以下の事業については、国費 10 / 10 により支援</li> <li>・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業は 3 / 4</li> </ul>		
担当部署	総務省地域力創造グループ地域政策課		
連絡先	03-5253-5523		
参照 HP	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html</a>		

# ローカル10,000プロジェクト

R5予算額  
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

## 事業スキーム

支援対象

### 民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、  
・ 施設整備費  
・ 機械装置費  
・ 備品費

#### 原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費 2/3、3/4

#### 重点支援(嵩上げ)

- ・ 「デジタル技術」 国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」 国費3/4

### 公費による交付額 ※1

国費

地方費

### 地域金融機関による融資等 ※2

・ 公費による交付額以上

自己  
資金等

- ※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円  
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

## これまでの実績 (440事業、354億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む) (R4年3月末時点))

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 175億円
- ・ 自己資金等 54億円

## 重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】